

畜産特別資金等に係る保証円滑化事業について

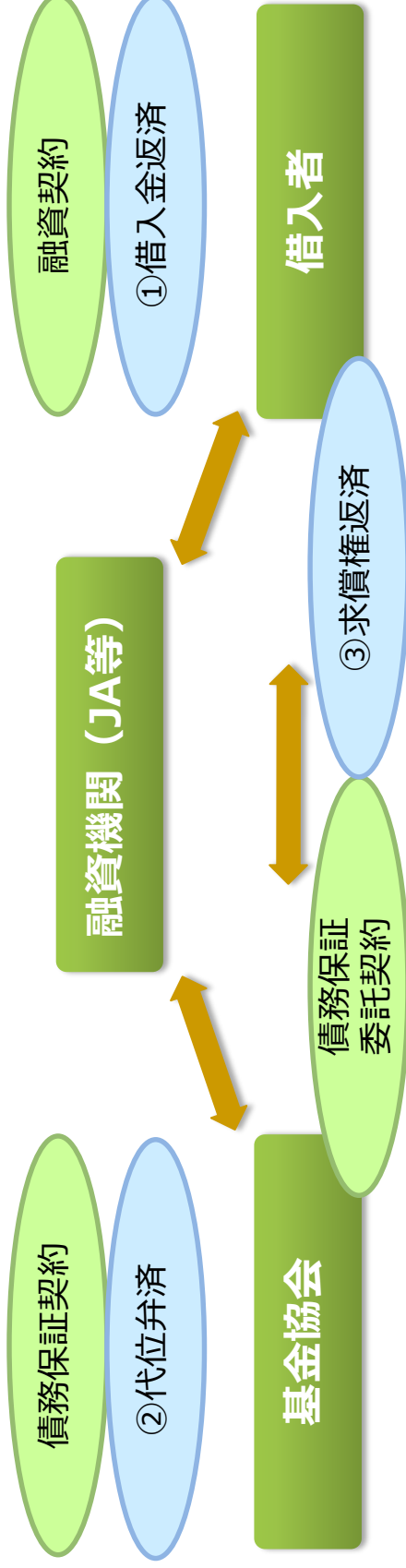
- 1 農業信用保証保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 2 保証円滑化事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
- 3 畜産特別資金等の保証実績等推移・・・・・・・・ P.10
- 4 代位弁済手続等に係る留意点・・・・・・・・ P.11

○ 農業信用保証保険制度とは

(1) 農業信用保証保険制度とは？

- ◆ 「農業信用保証保険制度」は、農業者等が、JA等金融機関から農業経営や生活に必要な資金の融資を受ける際に、農業信用基金協会（以下、協会）が保証人となることで円滑な資金調達を図る（**農業者等が融資を受けやすくなる！JA等が融資をしやすくなる！**）ことを目的とした制度です。
- ◆ 協会は、JA等を通じて農業者等から申込を受け、保証を受け、保証を引き受けた先（被保証者）が計画どおり返済できない場合、協会が被保証者に代わってJA等に債務を弁済します。（これを一般的に「**代位弁済**」といいます。）
- ◆ なお、被保証者の債務は消滅するわけではなく、協会は代位弁済により被保証者に対して求償権を取得します。従って、以後は協会に直接「**求償債務**」を弁済する必要があります。
- ◆ 保証の引受には所定の審査が必要であり、協会は農業者等の事業内容や経営計画等を検討し、引受の諾否を決定します。また、保証引受時には、JA等の金利とは別に保証の対価として「**保証料**」を負担いただく必要があります。

〈信用保証のしくみ 1〉

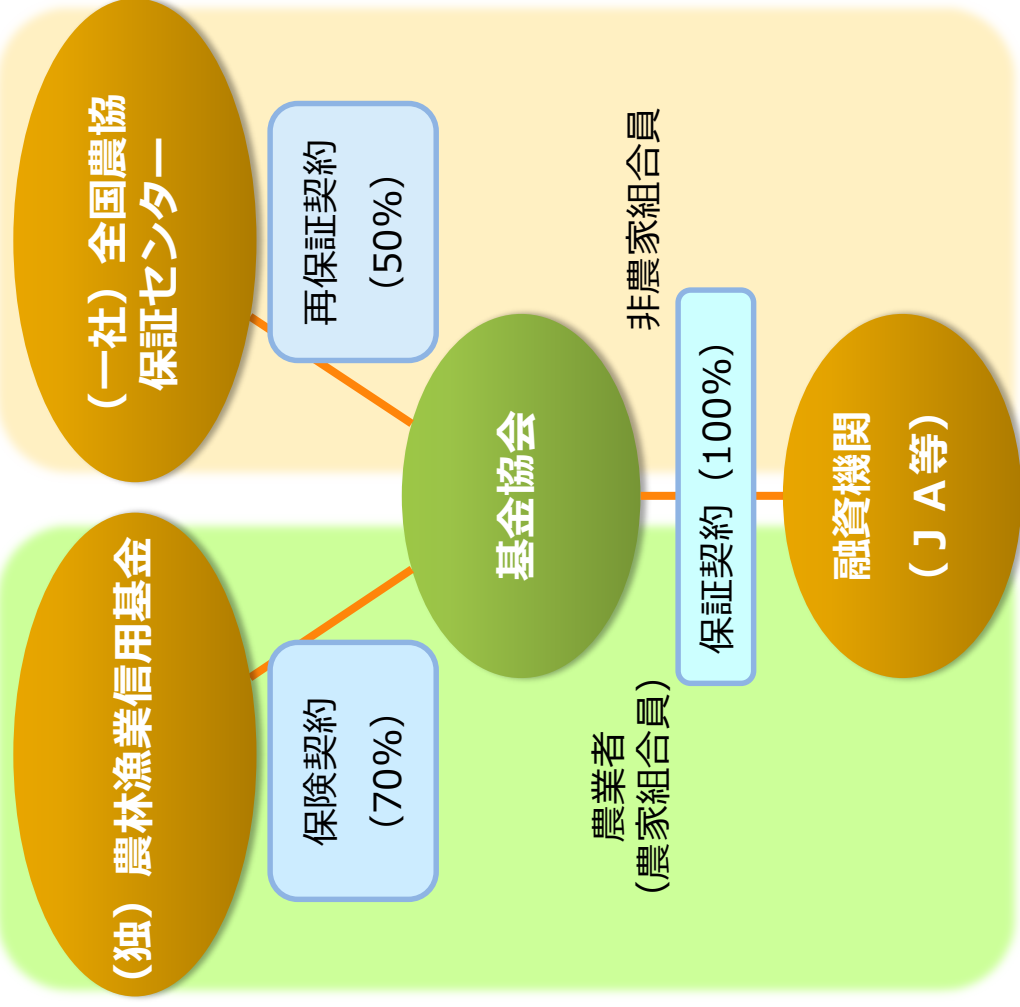


○ 農業信用保証保険制度とは

(2) 制度のしくみ

- ◆ 「農業信用基金協会」は、(1)の制度趣旨に基づき、地方公共団体やJA等の出資により各都道府県に設立されており、公的な保証機関とされています。なお、根拠法は「農業信用保証保険法」であり、「農業協同組合法」により設立されているJAやJA連合会とは異なります。
- ◆ 協会は一部資金を除き保証割合100%で引受しますが、代位弁済によるリスク負担を軽減するため、保証引受時に被保証者より徴収する保証料から一定の保険料等を支払い、「**独立行政法人農林漁業信用基金**」または「**一般社団法人全国農協保証センター**」の保険・再保証に付しています。これにより協会が代位弁済した際、全国団体からその70%または50%が補てんされる仕組みです。
- ◆ このように、本制度は、「農業者等の信用を補完する信用保証制度」と「信用保証制度を補完するため保険を行う信用保険制度」で成り立っており、これらを総称して「**農業信用保証保険制度**」といいます。
- ◆ なお、農林漁業信用基金の保険対象は「農業者」(JAにおける正組員、農業に従事する准組員等)であり、全国農協保証センターの再保証対象は、農業者以外の准組員です。

〈信用保証のしくみ 2〉



○ 畜産特別資金等に係る保証要件

保証対応に係る一般的な要件として、畜産特別資金融通事業実施要綱等に規定されるほか、以下のようなものがあります。

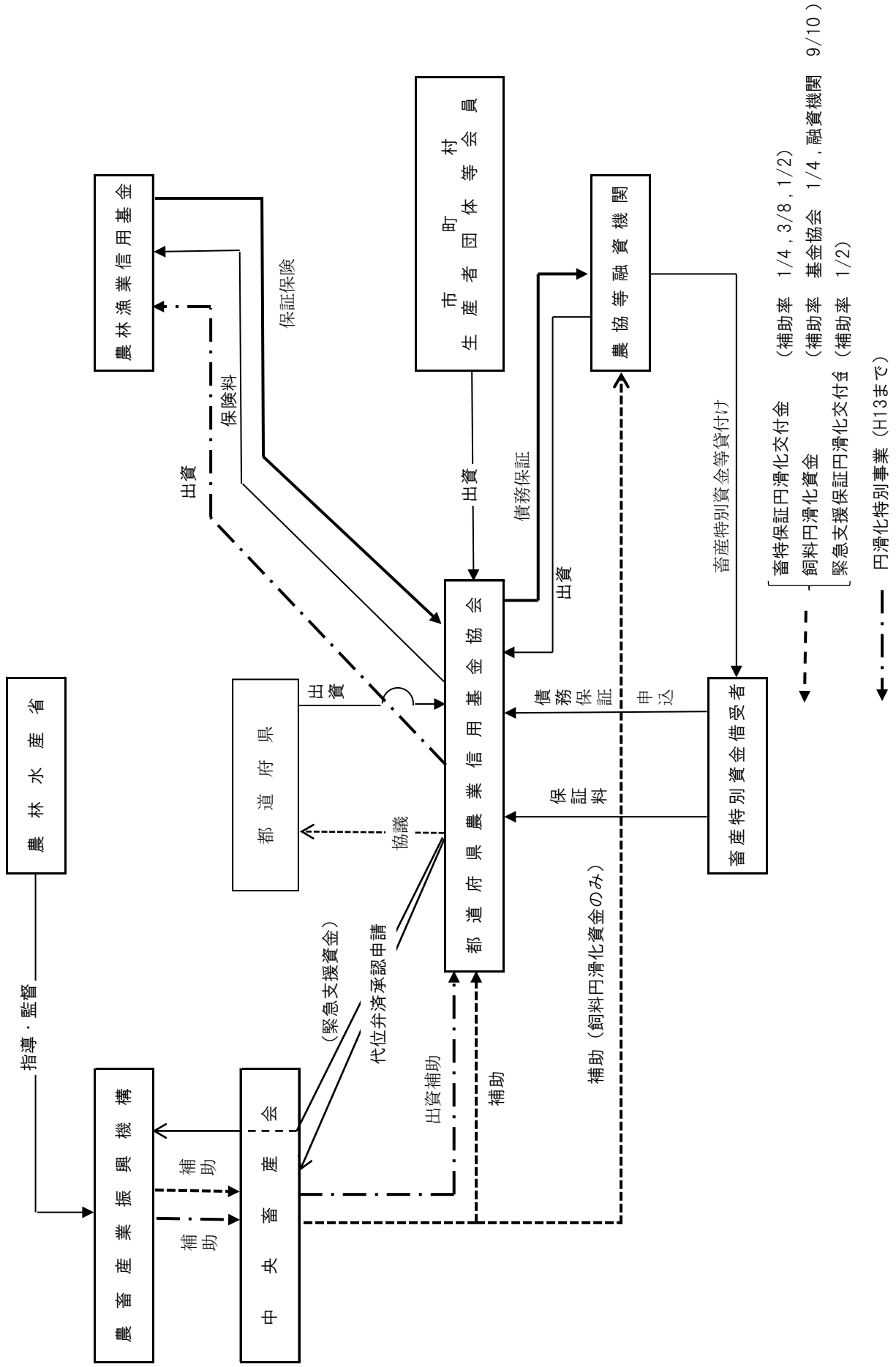
項目	要件
融資機関	当協会と債務保証契約を締結している県内J A、J A 岩手県信連、銀行、信用金庫
保証対象者	当協会の会員又はJ Aの組合員であること、租税滞納が無いこと、当協会の求償債務者でないこと 等
保証金額	50万円以上の場合、(独) 農林漁業信用基金との事前協議が必要
担保	原則として不動産担保が必要
保証人	個人の場合：原則として不要。ただし、年齢、健康状態等により必要に応じて連帯保証を求めめる場合有り。 法人の場合：原則として代表者の連帯保証を求めめる。
保証料率	畜産リノベ資金：年0.95%又は0.65% (有担保) 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金：年0.95%又は0.65% (有担保) 家畜疾病経営維持資金：年0.43%又は0.37% (有担保) ※ 保証料は貸付実行時に全期間分を一括前取で徴収 ※ 「有担保」は担保余力がある場合に適用

各資金の保証債務の弁済に係る助成措置

資金名	畜産特別資金	家畜疾病経営維持資金	家畜飼料特別支援資金	畜産経営維持緊急支援資金
交付金名	保証円滑化交付金	保証円滑化交付金	飼料円滑化資金 (交付は令和4年度で終)	保証円滑化交付金
助成先	農業信用基金協会	農業信用基金協会	農業信用基金協会	農業信用基金協会
信用基金との保証関係等	・保証関係が成立していることが要件にはなっていないが実体上、付保100%	・保証関係が成立していることが要件にはなっていないが実体上、付保100%	・担保及び保証人を徴求している貸付 ・信用基金との要保険関係	・担保及び保証人の徴求について定め無し ・信用基金との要保険関係
対象費用	・畜特資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用 ・信用基金からの保険金受領額を除く	・畜特資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用 ・信用基金からの保険金受領額を除く	・飼料支援資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用 ・信用基金からの保険金受領額を除く	・緊急支援資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用 ・信用基金からの保険金受領額を除く
助成割合	・上記対象費用のうちの基金協会自己リスク分の1/4若しくは3/8 緊急支援資金については1/2	・上記対象費用のうちの基金協会自己リスク分の1/4	・上記対象費用のうちの基金協会自己リスク分の9/10	・上記対象費用のうちの基金協会自己リスク分の0.5
代弁の承認	・代位弁済について、あらかじめ知事と協議、中央畜産会へ申請	・代弁の承認は終了	・代弁の承認は終了	・代位弁済について、あらかじめ知事と協議、生産者団体協議会を経由し、機構理事へ申請
交付の申請	・承認を受けた日から6カ月以内に中央畜産会に申請	・円滑化の交付は終了	・円滑化の交付は終了	・代弁をした日から6カ月以内に生産者団体協議会に申請
求償権の償却	・中央畜産会に通知 ・但し、拡大基金をもって代弁したもののについては、中央畜産会を経由して機構理事長に通知	・中央畜産会に通知	・中央畜産会に通知	・生産者団体協議会を経由し、機構理事長へ通知
保証円滑化交付金の返還	・畜特資金に係る保証債務の業務が終了した場合、求償権の償却に係る費用への補てんに当てた後の残額	・畜特資金に係る保証債務の業務が終了した場合、求償権の償却に係る費用への補てんに当てた後の残額	・飼料支援資金に係る保証債務の業務が終了した場合、求償権の償却に係る費用への補てんに当てた後の残額	・緊急支援資金に係る保証債務の業務が終了した場合、求償権の償却に係る費用への補てんに当てた後の残額
要件	・担保及び保証人の徴求の有無の要件無し ・信用基金との要保険関係	・新たに担保及び保証人を徴求しない貸付 ・信用基金との要保険関係	・新たに担保及び保証人を徴求しない貸付 ・信用基金との要保険関係	
対象費用	・農業信用基金協会の融資機関に対する弁済額から信用基金からの保険金受領額を控除した額	・農業信用基金協会の融資機関に対する弁済額から信用基金からの保険金受領額を控除した額	・農業信用基金協会の融資機関に対する弁済額から信用基金からの保険金受領額を控除した額	
補てんの内容	・上記対象費用の9割 ・償却時に要補てん額の不足額を交付 (償却時特別交付金)	・上記対象費用の9割 ・償却時に要補てん額の不足額を交付 (償却時特別交付金)	・上記対象費用の9割 ・償却時に要補てん額の不足額を交付 (償却時特別交付金)	
代弁の承認	・代位弁済について、畜産局長へ申請	・代位弁済について、畜産局長へ申請	・代位弁済について、地方農政局長等(北海道は畜産局長)へ申請	
交付の申請	・代弁をした日から6カ月以内に(社)全国畜産経営安定基金協会に申請	・代弁をした日から6カ月以内に(社)全国畜産経営安定基金協会に申請	・代弁をした日から6カ月以内に(社)全国畜産経営安定基金協会に申請	
その他	・毎年度末において求償権の回収の結果、要補てん額を上回る交付額を返納	・毎年度末において求償権の回収の結果、要補てん額を上回る交付額を返納	・毎年度末において求償権の回収の結果、要補てん額を上回る交付額を返納	
資金融通事業実施要綱		畜産経営維持安定特別対策事業 (特別支援金)		

一 債権保全措置については、一般的な規定のみで助成措置は無し

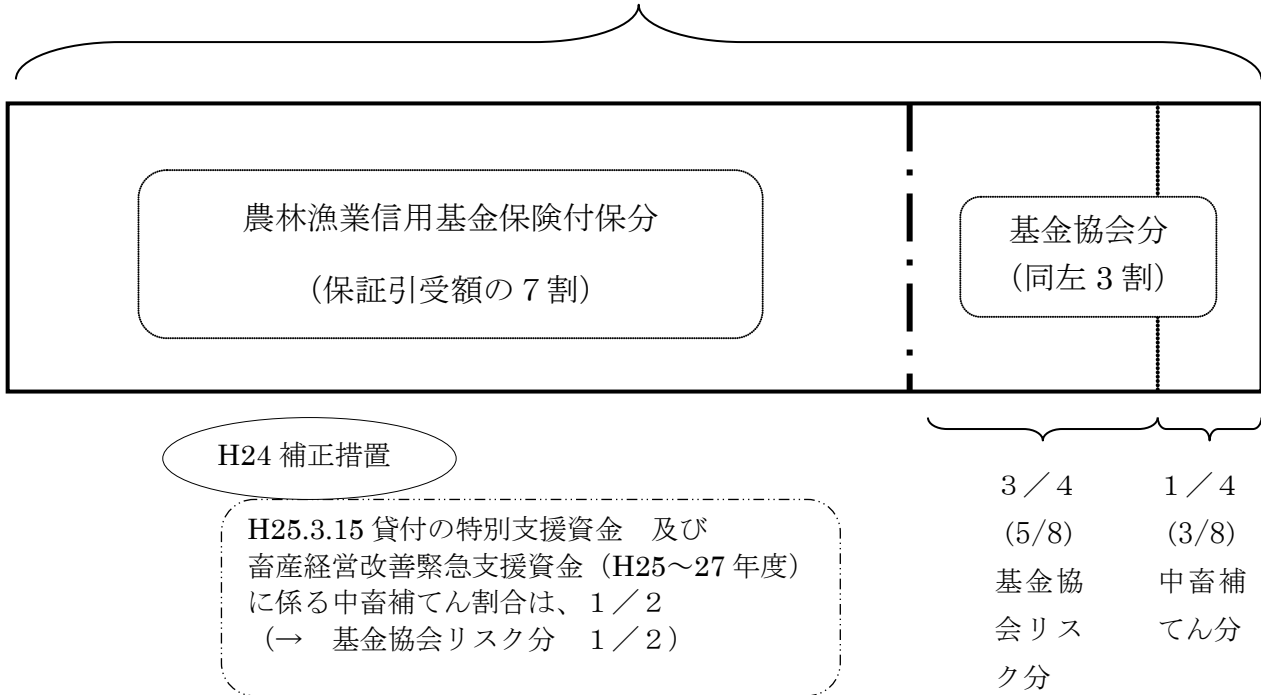
ア. 農業信用保証保険制度の仕組みと助成措置



イ. 畜産特別資金保証円滑化事業に係る
損失補てんの仕組み図

(100%保証の場合)

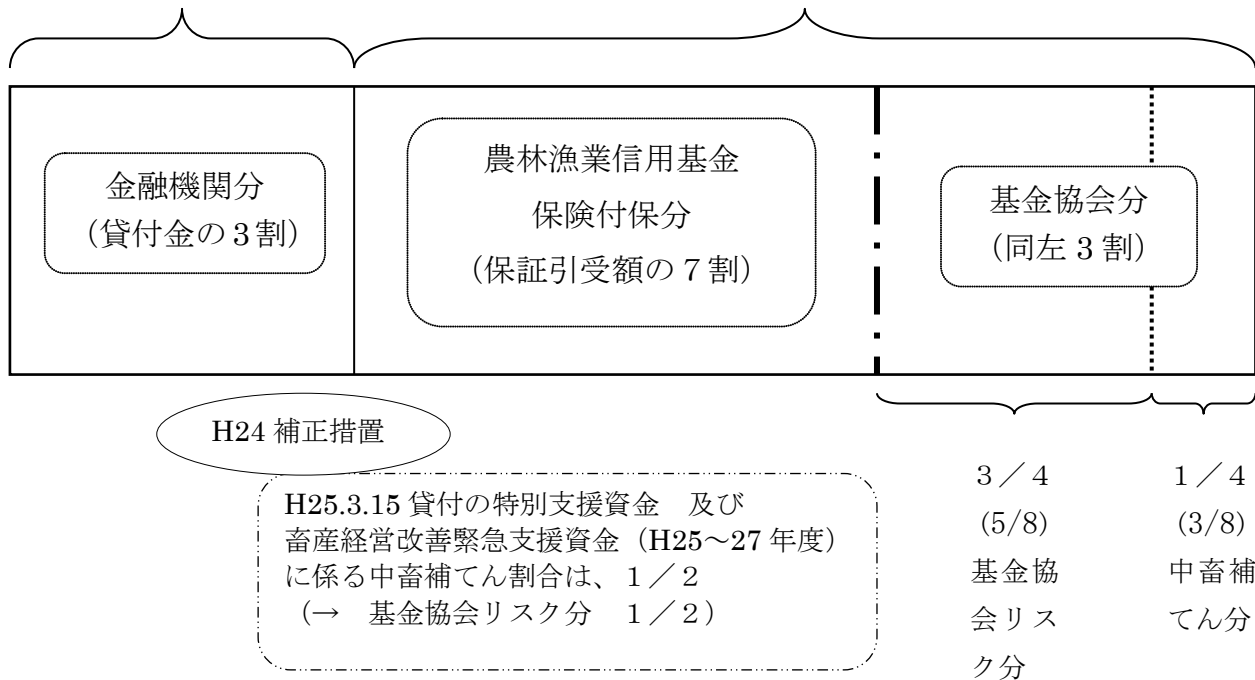
農業信用基金協会債務保証 (100%保証)



(70%保証の場合)

金融機関 (30%)

農業信用基金協会債務保証 (70%保証)



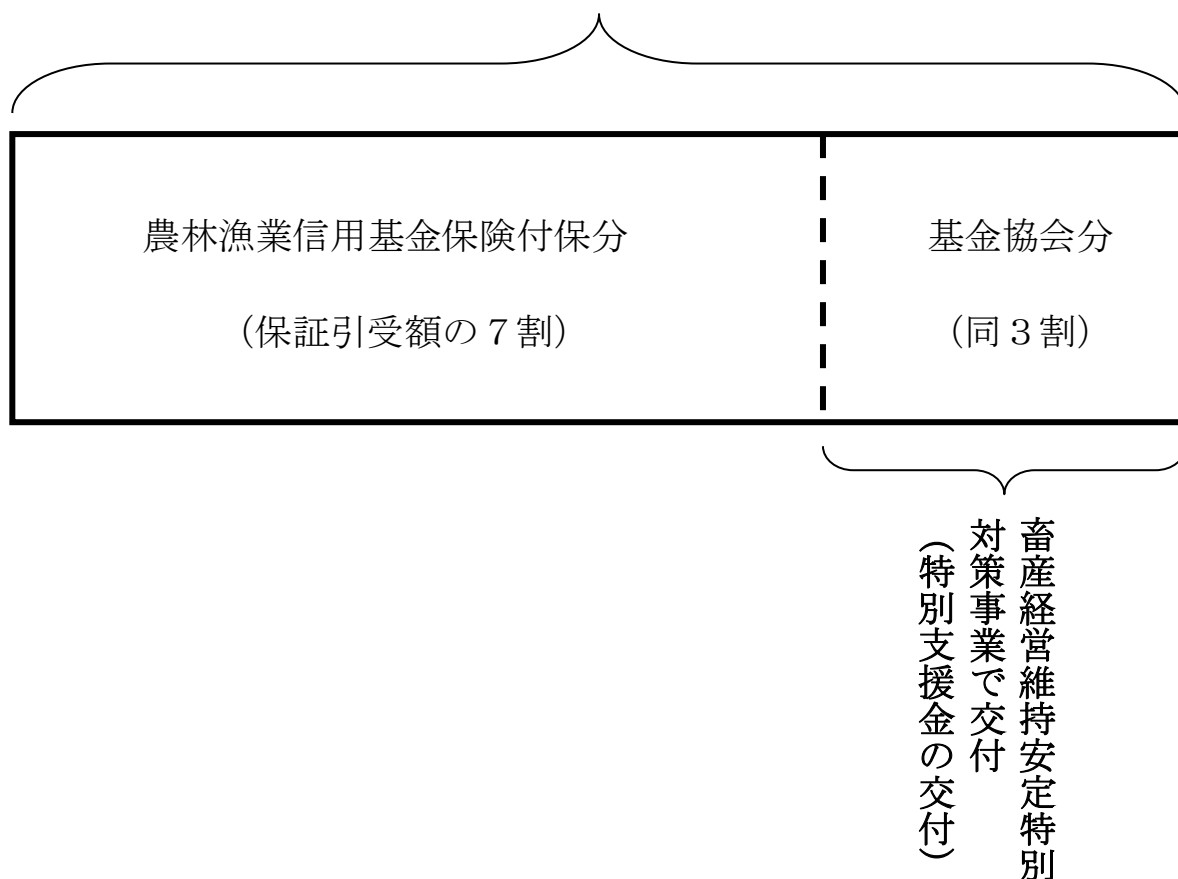
ウ. 家畜疾病経営維持資金融通事業に係る損失補てんの仕組み図

家畜疾病経営維持資金の融資について、県基金協会が当該保証債務の弁済を行った場合、当該保証債務に係る県基金協会のリスクとなる額について畜産経営維持安定特別対策事業の対象となります。

その場合の損失補てん（特別支援金）の仕組み図は以下のとおりです。

なお、当該保証債務については独立行政法人農林漁業信用基金のとの間に保険関係が成立しているものが対象ですが、本資金にあっては、担保又は保証人の提供を受けた場合も承認の対象となります。

農業信用基金協会債務保証



畜産経営維持安定特別対策事業

1 趣旨

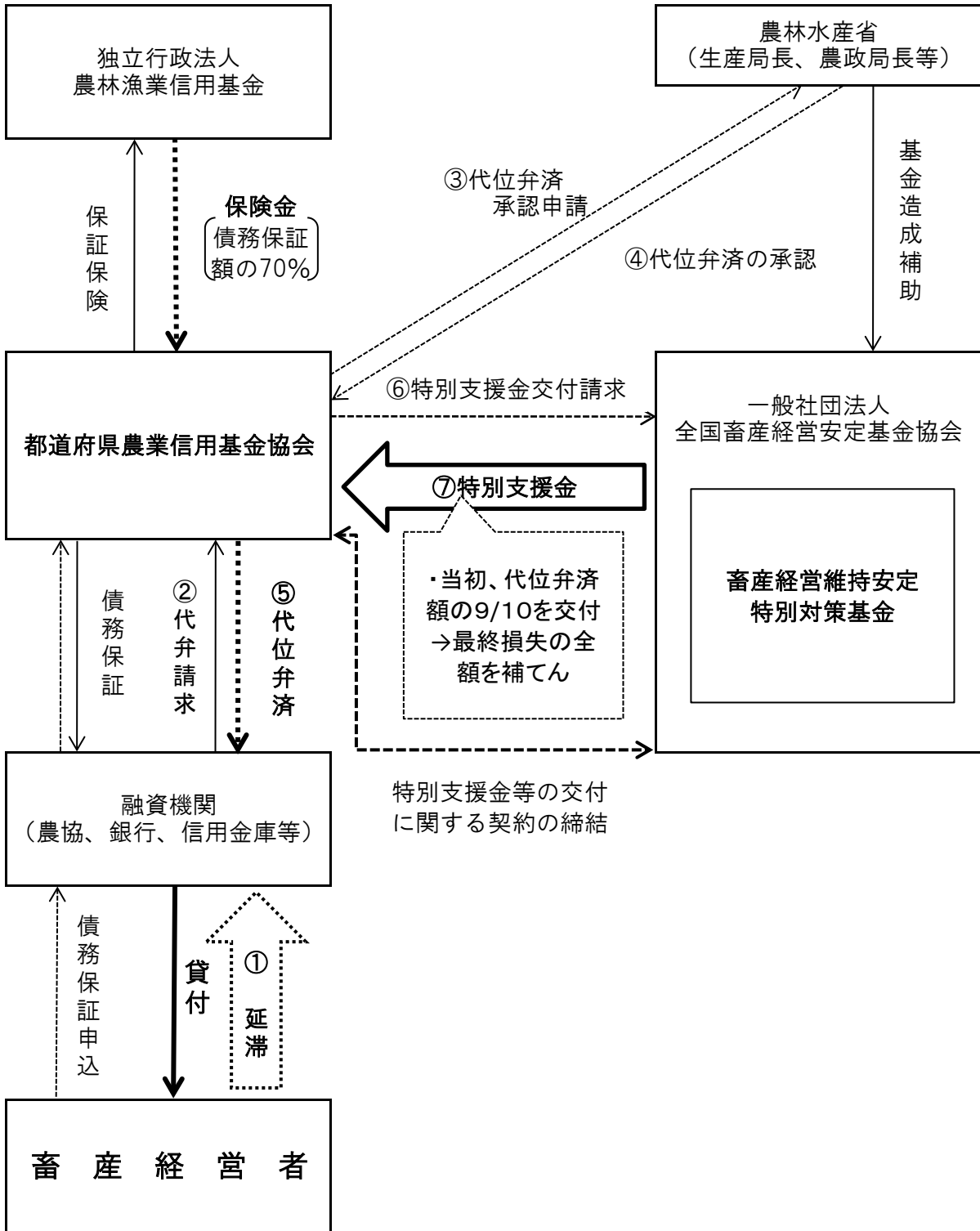
家畜疾病、飼料費高騰等広範囲に影響を与える事態の発生により経済的に影響を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度における機関保証を支援し、もって我が国畜産経営の安定に資する。

2 事業内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 対象資金 | ①大家畜経営維持資金
②BSE対応畜産経営安定資金
③大家畜経営改善償還推進資金
④家畜疾病経営維持資金
⑤家畜飼料特別支援資金 |
| (2) 融資機関 | 農協、銀行、信用金庫等 |
| (3) 保証機関 | 都道府県農業信用基金協会 |
| (4) 支援内容 | 代位弁済発生後、都道府県農業信用基金協会を支援する。 |

3 事業実施主体 (一社) 全国畜産経営安定基金協会

畜産経営維持安定特別対策事業による
 農業信用基金協会に対する支援
 (特別支援金による損失補てん)



○ 畜産特別資金等保証残高推移

資金名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	実行	償還	保証残高	実行	償還	保証残高	実行	償還	保証残高
大家畜経営改善支援資金 (H19)	0	2,266,000	1,736,000	0	347,200	1,388,800	0	347,200	1,041,600
畜産経営維持緊急支援資金 (H21、22)	0	104,251,659	505,561,797	0	88,867,329	416,694,468	0	68,762,612	347,931,856
大家畜・養豚特別支援資金 (H24)	0	1,125,000	5,625,000	0	1,125,000	4,500,000	0	0	4,500,000
畜産経営改善緊急支援資金 (H25、26)	0	7,961,600	119,350,000	0	11,832,900	107,517,100	0	11,827,426	95,689,674
計	0	115,604,259	632,272,797	0	102,172,429	550,100,368	0	80,937,238	449,163,130

<コメント>

H26年度を最後に新規保証実績なし。
各年度の償還額には代位弁済額も含む。

○ 畜産特別資金等求償権残高推移

資金名	令和4年度			令和5年度			令和6年度					
	代位弁済	回収	償却	求償権残高	代位弁済	回収	償却	求償権残高	代位弁済	回収	償却	求償権残高
大家畜経営体質強化資金 (H1～4)	0	9,088,542	0	96,596,965	0	3,196,747	0	93,400,218	0	3,720,000	0	89,680,218
大家畜経営維持資金 (H13)	0	840,000	0	22,368,652	0	840,000	0	21,528,652	0	810,000	0	20,718,652
畜産経営維持緊急支援資金 (H21、22)	21,559,356	6,594,451	0	87,682,128	13,672,797	14,824,525	26,942,307	59,588,093	0	2,980,000	0	56,608,093
畜産経営改善緊急支援資金 (H25、26)	0	233,800	0	3,989,681	0	890,500	3,099,181	0	0	0	0	0
家畜飼料特別支援資金	0	120,000	0	38,505,413	0	110,000	0	38,395,413	0	120,000	0	38,275,413
計	21,559,356	16,876,793	0	249,142,839	13,672,797	19,861,772	30,041,488	212,912,376	0	7,630,000	0	205,282,376

<コメント>

昨今の経営環境悪化の影響から、代位弁済は増加が見込まれ、求償権回収は低調。
直近3ヶ年の代位弁済は、畜産経営維持緊急支援資金2件、35百万円であったが、現在、7件68百万円の代位弁済請求を受理、審査中であり、今年度の代位弁済実行が見込まれる。

○ 代位弁済手続等に係る留意点

代位弁済を行うためには、基金協会は、岩手県知事の事前承認を得たうえで、畜産特別資金については、公益社団法人中央畜産会（中畜）、畜産経営維持緊急支援資金については、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）との事前協議を行い、承認を得る必要があります。

審査、管理等のプロセスに不適切な事由がある場合、承認を得られず、代位弁済ができない事態も想定されます。

過去の事前協議事例から、中畜やALICが代位弁済の承認にあたり、どのような事項を重視しているのか、紹介します。

<事前協議の視点>

1 貸付時の審査が適切であったか

(1) 資金使途

借換対象の借入金は、全て農業に由来する負債であるか。

例えば、本制度資金で借換する借入金が、過去の負債をまとめて借換した借入金の場合、まとめて借換する前の負債の資金使途まで確認を求められるケースがあります。その中に、生活関連の借入金（自動車ローンやカードローンなど）が含まれていると、資金使途違反と見做されます。

(2) 事業計画

売上の根拠数値は妥当であったか、家計費は家族状況等に照らして妥当であったか、等について、結果との比較から検証されます。

2 期中管理、経営指導が適切であったか

(1) 指導記録簿

指導記録簿の整備は必須要件とされております。また、指導記録簿の記載内容から、融資機関の指導への考え方等を問われるケースもあります。

(2) 経営改善計画の見直し

事業実施要綱等の規定に基づく見直しが適切に実施されているかを確認するため、貸付後全ての見直し計画の提出を求められます。

当初の計画と乖離が生じている場合、その要因を分析し、対策を講じていたかを問われます。

また、計画期間中に新たな投資や借入が行われていた場合は、計画の見直しが適切に行われていたか、見直した計画に蓋然性が認められるか、等について確認を求められます。

(3) 家族状況、家計費を含めた管理

融資機関が、家計費の増加要因を把握し、家計費を含めた資金繰り指導を的確に行っていたかを問われます。

3 延滞後の管理・回収方法が適切であったか

(1) 複数の債権がある場合

本制度資金以外の貸付金や未収金がある場合、本制度資金について他の債権に劣後しない取扱いが求められます。

保証の無いプロパー資金や購買債権等を優先的に回収する等の管理を行っていないか、各債権の回収経過を含め、詳細な確認を求められることがあります。

(2) 経営中止の場合

家畜や畜産用資産の処分代金が債権への回収財源となりますので、不用意に預金の払い戻しに応じないなど、適切に管理を行っていたかを問われます。

(1)と同様の考え方から、処分代金は、各債権額の按分計算により公平に充当されているか（又は充当予定か）、確認を求められます。

4 全般的な整合性

事前協議書類として、貸付審査、期中管理、事故発生に至るまでの経緯を疎明する資料を添付することになり、書類に記載している内容や事実の時系列に齟齬があれば、その理由等について詳細な確認を求められます。

以上